

Q6：人権教育を学習指導案上に位置付ける際の留意点はどのようなことか？

A： 人権教育を実践に結び付けていく指導の構想としては、基底の指導、間接的指導、直接的指導がある。この三指導^①は、それぞれが全ての教育活動の中で機能し、互いに補完し合うことでより効果的なものになる。(※①～③は次ページ参照)

授業においては、各教科等のそれぞれの目標があり、その目標を達成することが第一であるが、その上で、授業の中に三指導を意図的、計画的に機能させるためには、学習指導案上に「人権教育との関連」、「人権教育の視点」、「人権教育上生かしたい児童(生徒)」、「人権教育上の配慮」を明確に位置付けておく必要がある。

指導案の形式には決まったものはないが、次のような形式が考えられる。

学習指導案の形式【例】

○○科学習指導案

- 1 単元名 (又は、題材名)
- 2 単元の目標
- 3 単元について (単元観や教材観、児童(生徒)の実態、指導観等)
- 4 **人権教育との関連**

単元の目標や学習内容と、人権教育の関連において「育てたい能力・態度」^②を設定する。各教科等の特質や発達の段階、自校の実態に応じて、差別解消を図る問題解決能力・態度の育成を目指す。
- 5 学校課題との関連
- 6 指導計画と評価計画
- 7 本時の指導
 - (1) 題目(教材名)
 - (2) 本時の目標
 - (3) 学校課題に関わる視点
 - (4) **人権教育の視点**

本時の目標や学習内容、学習形態等が、4「人権教育との関連」で示した「育てたい能力・態度」と、どのように関連しているかをより具体的に述べる。ここで述べられた視点が、「展開」において「人権教育上の配慮」として、指示や発問、支援等に直接生かされていくこととなる。
 - (5) **生かしたい児童(生徒)**

特定の児童生徒に固定されるべきではなく、人数も1人とは限らない。

「育てたい能力・態度」に関して、本時の中で配慮したり、よさを取り上げたい児童生徒^③を設定する。授業の中で、意図的に支援したり、その子のよさを引き出し、学級全体に生かしたりする。
 - (6) 展開 (○人権教育上の配慮)

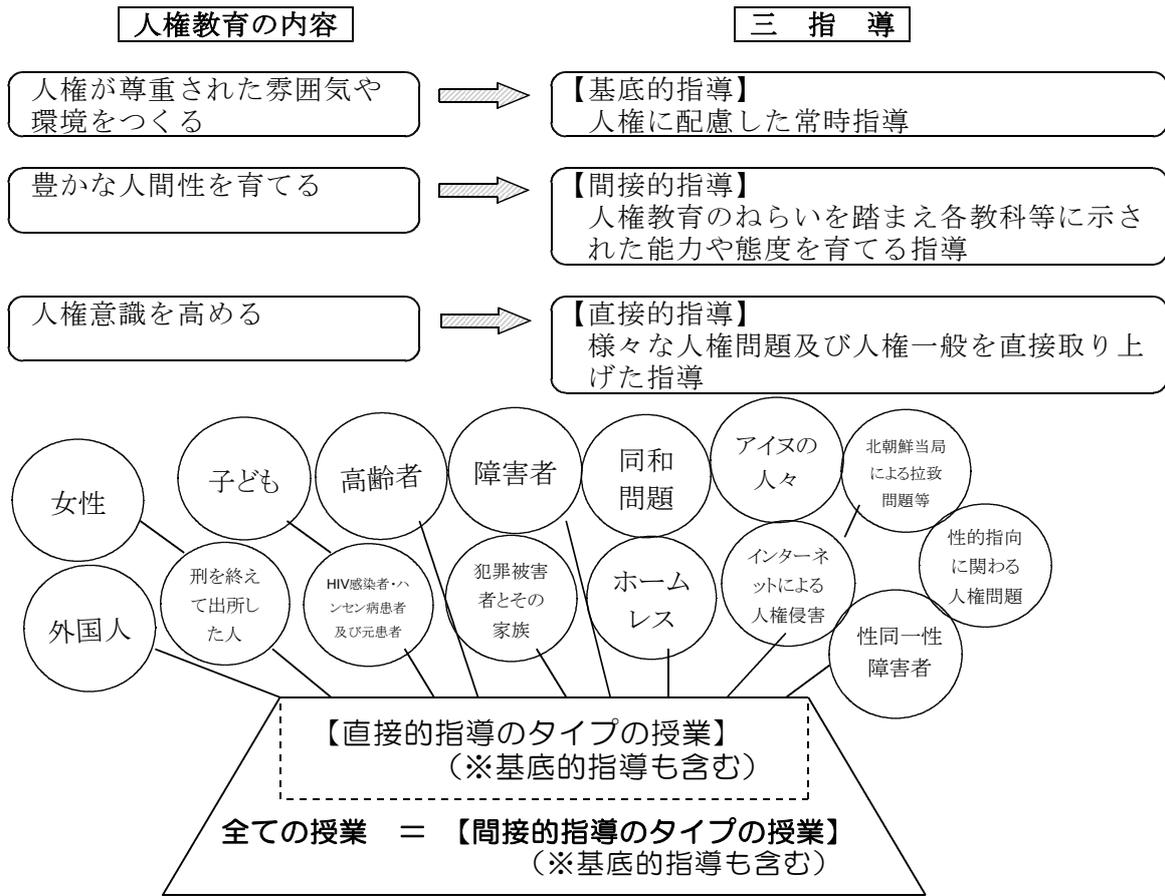
本時の目標を達成する中で、「育てたい能力・態度」を身に付けさせるための配慮事項を、学習内容や指導方法等から具体的に記述する。

※ 展開には、本時の学習活動における教師の支援として、基底の指導を多く書く場合もあるが、○印を付けるのは、「(4) 人権教育の視点」で述べたことについて、具体的に配慮することのみに焦点化し、整合性をもたせるとよい。

～以下略～

【参考資料】 「人権教育のすすめ方ー平成24年度版ー」 H25. 3 県教委
 「様々な人権問題に関する指導資料集ー平成22年度版ー」 H23. 3 県教委
 「人権教育の改善・充実のためのQ & A集」 H20. 3 県教委

①人権教育の三つの内容と「三指導」との関連



② 「育てたい能力・態度」とは、差別解消を図る問題解決能力・態度のことである。全ての人が互いの人権を尊重し、共に生きる社会を実現するために、本県では「育てたい能力・態度」として、次の4項目を設定している。

* 「表現力」「コミュニケーション能力」などの技能（スキル）は実践力に含まれると考えられるが、各校の実態に応じて5つ目として設定する場合がある

- 知 性：人権の大切さや人権に関わる様々な問題を正しく認識できる知性
- 判断力：偏見や差別の不当性を科学的に見極めるとともに、物事を公正・公平に見極める判断力
- 感受性：共に生きる喜びや、差別・不正に対する悲しみや怒りを感じる豊かな感受性
- 実践力：人権に関わる様々な問題を主体的に解決し、人権尊重の社会を築いていこうとする実践力

【参考資料】 「平成24年度人権教育推進の手引き」

H24. 3 県教委

③生かしたい児童（生徒）を考える際の観点

従来は、集団の中で疎外されたり、不適応を起こしたりしがちな児童生徒について、その実態を捉え、意図的・計画的な支援をしていくことが必要とされてきた。最近ではこれらに加えて、児童生徒のよさを捉え、指導に生かし、伸ばしていくという積極的な観点からも捉えることができる。

- ア 家庭環境や居住地域によって疎外されやすい児童生徒
- イ 容姿や障害等によって疎外されやすい児童生徒
- ウ 学力や体力等によって疎外されやすい児童生徒
- エ 集団に適應できない児童生徒
- オ 友人関係の不安定により集団に適應できない児童生徒
- カ 他の児童生徒を疎外しがちな児童生徒
- キ 本時のめあてに沿って、よい点を認めたり賞賛したりする機会となる児童生徒